

## 第2回伊予市参画協働推進委員会 会議録

【日時】 令和4年4月25日（月）9時30分～11時00分

【場所】 伊予市役所3階 庁議室

### 【出席者】

委員会委員：森田清延、橘慶子、梶原辰規、武内英治、小西千鶴子、原田浩明、富田敏、  
以上7人

事務局：総務課（松本宏、関木浩司）

傍聴者：2人

### 【欠席者】

なし

### 【次第】

開会

#### 1 説明事項

- (1) 伊予市自治基本条例の見直しについて
- (2) 「がんばる地域コミュニティ応援事業補助金」制度について
- (3) その他

#### 2 その他

閉会

### 【内容】

開会

#### 1 説明事項（伊予市自治基本条例の見直しについて）

議長： それでは、議事を進行したいと思います。

議事の進行につきまして、1点お願いがございます。

議事進行中の発言につきましては、挙手いただきましたら事務局がマイクをお持ちしますので、マイクを通じて発言いただきますようお願いいたします。

それでは、会議の円滑な進行にご協力いただきますようお願い申し上げます。

まず、次第2説明事項の(1)伊予市自治基本条例の見直しについて事務局より説明をお願いします。

事務局 : それでは、(1)の伊予市自治基本条例の見直しについてご説明させていただきます。前回の委員会開催時にご説明させていただきましたとおり、本委員会の設置の目的は、「自治基本条例の施行状況及び実態把握に関すること。」、「この条例の見直しに関すること。」と大義名分がございます。

自治基本条例第28条1項には、市長は、この条例の理念を踏まえ、条例の施行日から5年を超えない期間ごとに、各条項が、本市にふさわしく、社会情勢に適切したものかどうか検討するものとする。との記載があり、令和元年度には、伊予市自治基本条例検証結果報告書を作成したうえで伊予市長へ条例の見直しについての答申を行っています。本日配付させていただきました【資料①】が当時の資料になります。

参考までに愛媛県の状況について、自治基本条例の制定自治体を確認しますと、自治基本条例の制定をしている自治体として四国中央市及び愛南町があり、確認したところ、2市町とも平成19年に策定以降、改正については行っておらず、四国中央市では、平成26年に「市民自治と協働によるまちづくりの推進に向けての提言」を実施しているとのことでした。

また、直近の全国の改正状況をホームページ等で確認したところ、令和4年の4月1日に改正された自治体が3か所あり、栃木県栃木市（人口約15万人）では、令和4年4月1日の改正民法施行に合わせて「満20歳未満の青少年や子ども」から「満20歳未満の」という文言を削除。一定の年齢で区切るのではなく、個人の成長段階に応じた対応をする趣旨としたようです。

伊予市では、年齢の記載はございません。

鳥取県鳥取市（人口約18.6万人）では、「コミュニティ」について、多様化する地域活動の動きを踏まえ、地区公民館以外の施設（例：地区公民館から移行したコミュニティセンター）もコミュニティ活動の拠点として位置付けることができるよう、条文の文言を修正しているとのことでした。

伊予市の条例には、公民館の記載はございません。

また、「危機管理」について、地域住民と行政が一丸となって同じ立ち位置で減災（防災）に取り組むことで、より地域の実態に応じた丁寧な危機管理が可能となると考え、自助、共助、公助の推進が明確になるよう、条文の文言を修正しているようです。伊予市の第19条に記載されています。

さらに、「広域連携」については、平成30年4月の中核市移行や、移行に伴う「近隣のまち連携中枢都市圏」の形成など、鳥取市をとりまく状況の変化も踏まえ

た表現となるよう、条文の文言を修正されていました。伊予市には、広域連携という文言の記載はございません。

神奈川県南足柄市(みなみあしがらし)(約4.2万人)では、「前文」の改正として、条例制定時からの社会経済情勢の変化への対応として、東日本大震災や台風19号などの大規模な自然災害の発生や働き方改革、ICTの進展などの「生活様式」や「価値観の多様化」を盛り込んでいます。

また、新たに「危機管理」を追加し、東日本大震災や台風19号などの大規模な自然災害の発生、新型コロナウイルス感染症の感染拡大などの事象による被害を最小とするため、行政による支援の「公助」、自らの身は自ら守るといった「自助」および地域や近隣住民同士の助け合いなどの「公助」について、改めてその責務を明確にしているようです。

伊予市においては、自治基本条例に定める基本理念・基本原則の下で、平成28年度から令和7年度までの10年間を計画期間として第2次伊予市総合計画を策定しています。市民と行政が、このまちづくりの指針に基づいて、3万人が住み続けられるまちを目指し、基本理念である「まち・ひと ともに育ち輝く伊予市」を掲げ、施策の推進に努めていますが、委員の皆様には、次回以降、本市の現状や地域の特性を踏まえ、より効果的な協働のまちづくりの推進と、実用性の高い自治基本条例となるよう、多面的に総合的に検証していただきたいと考えています。

本日の委員会では、参考として他市の状況について簡単にお伝えし、次回の委員会以降に、条例全28条を条文ごとに内容の確認、改正・見直しの要否等を検討しながら進めていきたいと考えていますので、ご協力のほどよろしくお願いします。

本日、委員の皆様にご相談させていただきたいのは、今後、条例の改正・見直しを検討するにあたり、専門家のご意見もお伺いしながら検討していきたいと考えております。伊予市参画協働推進委員会規則の第5条には、意見の聴取等として、委員長は、必要があると認めるときは、議事に係る関係者に出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。としており、委員会にて話をする中で専門的な判断ができにくいところもあることから、法律や地方自治に関係する専門家のご意見を聞きたいと考えています。

以上、伊予市自治基本条例の見直しにつきまして、ご審議いただきますようお願い申し上げます。

議長 : 事務局からの説明について、ご質問、ご意見はございませんか。

委員A : 今の事務局の説明のなかで、条例の見直しについて、今後、条項ごとに審議していただくと、その中で、専門知識を有している外部専門家をアドバイザー的な立場でご指導いただくという説明がありましたが、その専門的な立場という方は、候補

といたしますか、どなたか想定されている方はいるのでしょうか。

事務局 : 今、事務局で想定しているのは、伊予市で法制執務のご助言をいただいている松山大学の先生にお願いしたいと考えております。

議長 : 先生は、すでに了解をいただいているのですか。

事務局 : これからになります。

議長 : 分かりました。

あと、何かご質問はございませんか。

議長 : 条例一つずつ見直しを審議していくというのは、どのくらい時間がかかるものですか。

事務局 : 本日、お手元にお配りしている、資料の令和元年度伊予市自治基本条例検証結果報告書の1ページから12ページになりまして、なかなかボリュームのある内容となっております。時間のかかる作業になると想定しておりますけれども、見直しの答申の予定が令和6年度となっております。今年度の委員の皆さまの任期は、翌年の3月末ということもありますので、今年度は、このような形で進めさせていただきまして、次回の委員に引き継いでいけたらと考えております。ですので、今年度に関しましては、まだ答申の時期ではないことをご理解いただき、その準備期間ということでご協力を頂けたらと思います。

議長 : あと、何かございませんか。

ないようでしたら、続いて、説明事項(2)の「がんばる地域コミュニティ応援事業費補助金」制度について事務局より説明をお願いします。

事務局 : それでは、がんばる地域コミュニティ応援事業にかかる補助制度について説明いたします。

本日、委員の皆さまにご審議いただきたいことは、この補助事業にかかる、対象者の範囲、対象事業の範囲、補助金額と補助率、また、交付申請時や実績報告時の提出書類についてでございます。

それでは、まず、この補助制度に至る経緯についてご説明いたします。

資料は、本日お配りした、A4横の緑文字の「がんばる地域コミュニティ応援事業について」をご覧ください。お開きいただき1ページをご覧ください。

本市の人口は、昭和25年の5万2千人をピークに、現在では3万5千人。23年後には2万6千人になる見込みとなっております。この推計のなか、本市では、「3万人が住み続けられる伊予市」「誰一人取り残さない伊予市」を目標に掲げております。

資料2ページをお願いします。

しかしながら、この2つの目標の実現に向けては、行政だけでは到底、達成できるものではなく、本市自治基本条例の「市民の定義」にあります「市民、市内に勤務する方、市内に通学する方、市内で事業を営む方、市内で活動する方」など、多くの関係人口との協働によって成しえるものと考えております。

続いて、3ページをお願いします。

一方、自治基本条例には、参画と協働の原則として、住民自治組織の推進が謳われておりますが、平成22年の条例施行以降、「住民自治されだに」の1組織しか設立に至っていないのが現状であります。

4ページをお願いします。

住民自治組織の設立が進まない要因として、昔ながらの地縁による自治会・町内会、自治公民館のつながりの強さが、小学校区単位という広域での組織化に難色を示していることが一因として挙げられます。

また、長年の行政主導による地域づくりから、自発的かつ主体的な「自分たちの地域は自分たちの手で」という自助・共助による地域づくりへの転換の難しさも一つの要因として考えられます。

また、行政の「協働のまちづくりの推進」の啓発不足も大きな要因でございます。

5ページをお願いします。

こうした協働の取組の現状を踏まえますと、地域づくりの原点は「人づくり」と言われるように、まずは「人づくり」「団体づくり」を目指し、単年の補助事業ではなく、継続的に支援を行いながら、団体の自立を促し、また、個々の団体が楽しく、ゆるやかにつながり、そのつながりが大きなつながりとなることで、活動が拡大され、地域が活性化できればと考えています。

6ページをお願いします。

個々の団体（人材）の育成と、団体間のつながりを支援することで、個々の団体が、できなかった活動ができるようになったり、新たな活動の生まれるという、いわゆるイノベーションが生み出されることを期待します。

また、図の地域コミュニティの円の規模が、小学校区単位や、大字単位で地域コミュニティが醸成されれば、住民自治組織の設立に向けて、行政は寄り添い、人的支援や財政支援を実施するとともに、その規模に沿うように、住民自治組織の定義付けをしている、「伊予市住民自治支援規則」の改正を行っていきたいと考えております。

それでは、この経緯を踏まえ、補助事業の制度設計についてご審議いただきたく存じます。資料は、がんばる地域コミュニティ応援事業費補助金交付要綱（案）に

なります。

補助金の交付までの流れを説明しますと、補助金の交付申請書を市に提出し、市はその申請書を審査しますが、この事業につきましては、外部専門家を含めた審査委員会を設置し、そこで審査を行い、採択・不採択を決定します。その後、市は交付決定を出し、団体は事業を実施し、事業完了後、実績報告を提出する流れとなります。また、交付決定後に、概算払請求ができ、実績報告で精算する形をとっております。

本日、ご審議いただきたいのは、「第1条の趣旨」、「第2条の定義」、「第3条の対象者」、「第4条の対象事業」、「第5条の補助対象経費」、「第6条の補助金の額」、あと、交付申請時の提出書類についてでございます。

資料は事前に送付させていただいており、ご一読いただいていると存じます。

まず、第1条の趣旨については、「市内で自発的にまちの課題に取り組む団体及び新たな地域の創造に取り組む予定の市民活動を活性化させるため」この部分について、このままでよいか、また、変更をした方が良いかなど、ご意見等をいただきたく存じます。

事務局 : それでは、続きまして、第2条の定義については、「市民」と「まちづくり団体」について定義しておりますが、ご意見等をいただきたく存じます。

委員B : (2)に非営利の活動と書いていますが、実際、団体が活動をするにおいて、活動費が必要で、活動費を確保するための負担とか、参加費の徴収とかは非営利ということになるのでしょうか。

事務局 : それは、非営利となります。

議長 : 非営利か営利かというところはあいまいなところがありますね。

例えば、空き家の話でも、ある程度費用をいただくとか、それが非営利なのか営利なのか判断が難しいですね。

事務局 : まちづくり団体への補助金については、なかなか営利、非営利の判断が難しいというところがございます。その事業に係る内容の審査を、外部から第三者の専門家の意見をお伺いしながら、公益性であるとか、営利であるとか、非営利であるとかを判断いただきながら、審査いただくことを考えております。

委員B : 営利・非営利の線引きが、要綱からでは読み取れなくて、もし、申請を希望する団体が、これで躊躇するところがあると思いますが。

事務局 : これに関しましては、事務局でもう一度検討します。

本課としては、その団体が継続して、持続可能な団体に成長するのにかかる収益事業については、OKだと考えております。ただ、専ら物を売って、営業活動をするような活動に対して、補助金を出すのはどうかかと考えておりますので、その線引

きについて、もう一度検討させていただきたいと思います。

議長 : その他、ご意見等はございますか。

委員A : その次の不特定多数かつ多数の利益の増進に寄与すること。とありますが、これはどういう意味合いなのですか。活動がいろいろなところに波及して、補助金をもらって活動したその内容が多方面にわたって活かされるというようなことが大前提ですよということですか。

申請した団体だけがいい思いをするだけではないよということ解釈してよいのでしょうか。公益性のある活動をしてくださいね。ということでしょうか。

事務局 : おっしゃるとおりでございます。

事務局 : 続きまして、第3条の補助事業者、いわゆる補助の対象となる者を規定しています。(1)~(7)を要件としていますが、ここは特にご審議いただきたい部分でありますので、読ませていただきます。

- (1) 活動の拠点が市内にあること又はその活動が主に市内で行われていること。
- (2) 5人以上の市民で構成されていること。
- (3) この補助金の交付申請をするときに定款、規約、会則等を有していること。
- (4) 継続的な活動が期待できる団体であること。
- (5) 成果報告会等に参加し、事業実施結果について発表ができること。
- (6) 公の秩序又は善良の風俗に反しない。
- (7) 住民自治組織（伊予市住民自治活動支援規則（平成19年8月10日規則 第46号）に規定するものをいう。）を除く。

このように、要綱案として作成しております。(5)の成果発表会等に参加し、事業実施結果について発表ができること。の項目を入れることによって、その成果報告会には、多様な団体や人材にご参加いただき、雑談のような意見交換の場を設け、楽しくゆるやかなつながりの場を創出したいと考えています。

また、(7)の住民自治組織を除く。とあるのは、住民自治組織については交付金という形で、この補助金額以上の額を交付しているため、本事業からは除くと記載させていただいています。

この第3条について、ご意見等をお願いいたします。

委員C : 5人以上というところの、5人の根拠がよくわからない。3人ぐらいの仲良しグループでもいいかなと思っていることと、定款・規約・会則等と書いていますけど、ある程度団体が出来ている状態で定款を設けると思う。普通に活動しているボランティア団体とかは、ほとんどが規約・会則がないと思う。なので、この事業に応募するために作ることになると思うんですよ。ということであると、会則のようなものがあって、しっかりしていることがわかるというのは重要だと思いますが、

僕はどちらかというと、3人ぐらいの仲良しグループが、ここに花を植えていこうとか、いう小さな芽を育てるといところからでいいのかなあ。という風に思う。補助金の額が10分の10ではなく、自己資金も必要だよ。という所で、ただ単にお金をもらえるからやってみようという活動は避けられるのかなあと考えています。

3人、5人とか難しいなら、複数人数とかっていう感じでどうなのかなあという風に思います。

議長：ありがとうございます。

今の人数の件も含めて、何かご意見がありましたらお願いします。

委員B：(4)の継続的な活動といところが、先ほどの非営利の活動といところに繋がってくると思うんですが、継続的な活動となれば、やはり、ある程度の資金を確保しないと継続はされないと思う。補助の期間といのがこれを見る限り、3年間まで、ということですけども、資金の調達が安定して確保されないと、4年目の継続が当然難しくなる。ですので、安定した資金の確保について、知恵といか、システムといか、仕組みをセットにしたらいいのではないか。

議長：ありがとうございます。

事務局：それでは、まず、〇〇委員さんのご意見に対しまして、私も5人以上の市民で構成されていること。と書かせていただいておりますが正直なところ5人にするか3人にするか迷ったところがございます。ですので、本日の委員会で決定していただければと考えているところであります。

この要綱の策定の経緯として、新たな小さなまちづくり団体の育成していき、その団体をどんどんつなげていくことで、大きな輪となっていけば、地域のコミュニティが活性化されるという考えで、予算を計上し、要綱を作成した経緯がございます。そういったところから見ると、3人ぐらいの小さな団体の育成でもいいよ。という考えもありますし、また、団体の持続性や継続性を考えると、やはりある程度、人数がまとまっていて、ある程度の会則ができるぐらいで、ある程度将来こうして行きたい。というような意欲のあるようなグループに対して、税金ではないですが、補助をしていこうところもありますので、委員の皆さまのご意見をいただければと考えています。まず、3人か5人かということになれば、どちらがよろしいでしょうか。

議長：人数に絞らずに、何かご意見はないですか。

委員D：私はこの資料をいただいたときに、なぜ5人なのかが不思議に思った。額が10万円という金額で、もし、申請をしたい人で、20人30人のグループの方が、申請をするかしないかと言えはしないと思います。

この補助の目的は、これから活動しようとする団体の小さな芽を伸ばそうとする

のが目的で、仲良しの人たちが力を合わせて、やっていくのが目的じゃないかと思  
います。また、1年1年書類を書いて、ダメですって言われた場合、その芽が枯れて  
しまうということもあるので、無理かもしれないですけど3人ぐらいで、やって行  
こうという芽を伸ばしてあげたいという気持ちがあるのと、スタートした人を暖か  
く見てあげる気持ち（心の余裕）があればと思います。

あと、補助金の種類を増やして欲しいのがあります。大きな組織なら20万円と  
か、もっと大きな団体なら30万円とか、いろいろ金額の種類を増やすと、もっと申  
請をしたいという人が増えるし、市が考えた目的が達成するのではないかと思いま  
す。よろしくをお願いします。

議 長 : ありがとうございます。

人数に関しては、皆さんどうでしょうか。

委員E : ○○委員のご意見で、今までは5人でいいかなと思っていたんですが、3人ぐ  
らいでよいのかなというふうな気がします。ただ、3人で活動する仲良しグループで  
活動する場合に、団体といえるかという気はします。また、3人で定款や規約を有  
していること…。まあ作れば作れるんでしょうけど。そういうことを考えると3人  
は少しすくないのではないかとも思う。判断が付きかねます。

議 長 : ありがとうございます。

○○委員はどうですか。

委員D : 私も人数に関しては、何ともいえないですね。

○○委員がおっしゃった、補助金の額について、いろいろあった方がよいと思  
う。団体によって、目的が違うと思うので、大きな目標、小さな目標、中ぐら  
いの目標いろいろなると思うので、補助額はすこし考えたらと思う。

議 長 : ありがとうございます。

○○委員はどうですか。

委員A : 人数に関しては、私も確かに、複数人数という方法でばやかすという手もあるか  
なと思いますが、○○委員のご意見したように、会則をつくるのであれば、3人  
は少ないと思うし、複数人数ということで記載してはどうか。

議 長 : ありがとうございます。

人数に関して、○○委員はどのように思いますか。（38：31）

委員B : 私も5人とは絞らず、複数人という形でやってもいいのかなあと思います。ま  
た、補助金額に応じた人数設定ができればいいのではないかと思います。

議 長 : ありがとうございます。

複数人という設定は、採択の時に難しくなるのかなと思っています。複数人とな  
れば2人でも複数人となるのでどうかなとは思。3人から5人で補助額を変える

という意見もありました。

委員C : これは、既に活動している団体のことをいっているのですか。

事務局 : 新たな団体と既存団体のどちらも使える補助を考えています。

委員C : これから始めようとする団体の場合、この補助を見て、使おうと思ったら、まず1人の考えで始まる。それで、5人以上と書かれてあったら、4人を集めなければならない。名前だけ貸してってなる場合もある。ということでいうと、人数は記載せず、どのみち審査をするなら、人数で採択・不採択を決めるのはどうかと思う。いまいち納得ができない。複数人ともいわず、いっその事、人数は記載しないで、審査会で審査して決める。というふうにしてはどうか。なので、これから活動しようとする団体がこれを見て、これは出来そうだぞ、チャンスだぞって思えるような制度がいいかなって思います。

議長 : 事務局にお伺いしますが、今日のこの会で、結論をだすべきものですか。

事務局 : こういう意見がありました。ということで構いません。

議長 : それでは、本日のこの委員会で、人数の設定について、3人・5人・複数人また、記載しない。といったような意見がありましたということで、あとは、事務局でまとめていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

事務局 : さきほど、お金の件が出ていたと思いますが、今回、初めて伊予市が、このような助成金をつくるというようなことで、一步踏み出すような団体に支援をして行こう考えているなかで、ただ、伊予市も財源が多くはないなかで、例えば、他の団体もそうですけども、市の補助だけではなく、団体の活動を支援する補助はいろいろなところにあります。さきほど少し説明をさせていただいた地域活性化センターと連携協定を結んだということもありますけども、センターにも100万円200万円の助成制度があったりもしますので、地域創生課としましては、住民自治を推進するうえでは、市の補助以外の助成制度もうまく活用しながらできるような方向性、3年が終われば、ステップアップして100万円200万円の他の助成を目指してみませんかというところにつなげていければと考えています。また、こんな活動なら、市の事業ではなく、県の事業を活用してみませんかということも地域創生課でできるのかなと考えています。

議長 : 補助事業は、簡単にしても困るし、難しくし過ぎると、申請が少なくなるし、難しいところだと思う。しかしながら、団体の育成は重要なことだと思いますので、事務局は、これらを加味していただけたらと思います。

あと、この第3条について、人数以外について、何かありますでしょうか。

事務局 : ○○委員さんの会則や定款に記載につきましては、市からの補助金ということである程度、持続性や継続性のあるような団体に対して支援をしていくということ

で、まだグループはできあがってないけれども、これから活動をしていこうという団体に関しても、継続的な活動をするうえで、会則とか事業計画と意識をもって活動していただきたいというところから、本事業について会則等を記載させていただいています。これに関して、他の委員の皆さまの意見はどうでしょうか。

議長 : それでは、定款・規約・会則の部分でご意見はありますか。

委員A : やはり、補助金、公金を出す以上は、しっかりとした組織または団体のベースが無いとだめだと思う。一定のルールというかそういったものが必要ではないかと思うし、新たに団体を立ち上げたときも、それに応じた規約をつくって、それが了承されればいいのではないかと思います。また、それが無いと、審査をする側も審査するのが難しくなるのではないかと思います。事業内容だけで判断するのであれば別ですけども、団体の母体となるルールというところが、一つ大きな判断材料になるのではないかと思います。

議長 : ありがとうございます。

事務局 : あと一点補足説明をさせていただきます。

こちらの補助金について、新たな団体の育成ということで、交付申請といった行政手続きが不慣れな部分が多いことから、地域創生課は団体に伴奏しながら、書類作成やアドバイス等を行いなさいと上司からも言われています。そういったことから、会則や事業計画の策定にあたっては、職員が支援していくことを想定しています。

議長 : 会則等は必要なものだと思うし、行政も作成にあたっては支援をしていくという解釈でよろしいでしょうか。

委員D : 事務局側からの支援をするという話ですが、例えば、お年寄りが昔のようなことをしてみたい。と考えていたときにそのお年寄りの方にどのように支援をしていくか具体的に教えていただきたい。

議長 : それでは事務局の説明をお願いします。

事務局 : 支援の詳細について、書類の作成の仕方であったり、ああしたい、こうしたいという将来の計画を具体化といいますか、文字にするとかを考えており、なかなか活動自体の支援については、職員の数にも限りがあるので難しいと考えています。

議長 : 私からの少し意見をいうと、1年目で採択をされれば、2年目、3年目は申請は不要なのか、また、1年ごとに申請をする必要があるのか。

事務局 : 申請につきましては、お手元の資料の5ページの別表2が補助金の額の項目があります。市の予算は単年度の予算となっておりますので、1年目の補助金を受けたから、2年目3年目の補助金が確約されているものではありません。この事業に関しては、持続性・継続性のある団体育成の観点から、毎年度、財政部局に予算計形

状の要望をしていく考えでいます。

議長 : 年度中の交付取消については書かれていないようだが、交付の取り消しはあるのか。

事務局 : 要綱の第1条には、「伊予市補助金交付規則に定めるもののほか」と記載しております。この交付規則に交付決定の取り消しが謳われております。

議長 : ほかに、第3条について何かご意見ございますでしょうか。  
ないようですので、続いて説明をお願いします。

事務局 : それでは、続きまして、第4条の補助の対象となる事業についてでございます。こちらも特にご審議いただきたい事項でございますので、読ませていただきます。  
補助事業は、自発的に地域の価値の創造に取り組む事業で、次の各号に該当するものとし、1団体につき1年度当たり1事業に限るものとする。

- (1)地域の人材及び資源を活用し、地域の価値の創造につながる事業であること。
- (2)事業の効果が地域に還元され、地域の価値の創造につながる事業であること。
- (3)イベント参加及び開催を目的とした活動ではなく、事業に実現性及び継続性が見込まれるものであること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する事業活動は、補助の補助事業としない。

- (1) 単なる集客イベント的なもの
- (2) 地域のお祭り又は伝統芸能を維持・保存するためのもの
- (3) 事業実施を伴わない調査又は政策の提案
- (4) 国又は地方公共団体からの他の補助金等の交付を受けている事業
- (5) 構成員の親睦又は趣味的な活動を目的とする事業

と、案を作らせていただいておりますが、この第4条につきまして、ご意見等をお願いいたします。

議長 : ただいま、事務局から説明がありました件についてご意見をお願いします。

委員D : それぞれの活動をPRするために、イベント参加や開催をすることはいいのではないかと思います。

事務局 : これは、単なる単発的なイベントへ参加や開催を想定しており、団体の事業計画や目標を達成するためにイベントに参加するなどは、対象事業と考えております。

委員D : それは、そこで収益が発生するからダメということですか。

事務局 : 単なるイベントへの参加や開催では、継続性・持続性のある団体の育成にはならないと考えています。イベントに参加しました。イベントを開催しました。補助金をくださいでは、この補助事業の趣旨と違ってくるのかなと考えています。事業計画のなかで、単なるイベントへの参加ではなく、こういう活動をするために、参加

しますという参加への必要性があれば、問題はないと考えています。

議長 : そのほか、ご意見はございませんか。

委員A : (4)の国又は地方公共団体からの他の補助金等の交付を受けている事業についてですが、先ほどの活性化センターの補助金との整合性がとれていないように思うが。

事務局 : 本市の補助金は、本市の補助金として支出する。この補助金よりも、その団体にとって有利な補助金があれば、市の補助ではなく、それを案内・提案する仕組みで、補助金を重複して交付するものではないことをご理解いただきたいと思いません。

委員A : それでは、仮にある団体が10万円の市の補助金をいただいたとして、それと同時に、県から補助金をいただくことはできないという解釈でよろしいでしょうか。

事務局 : お見込みのとおりです。また、1年目は市の補助金の交付を受けて、2年目は他の補助金を活用するのは問題ありません。

委員B : 先ほどに引き続いての質問になりますが、例えば、地元の自治会から補助金をもらっている場合はどうなのでしょう。

委員C : 自治会は、地方公共団体ではないのではないのでしょうか。

事務局 : お見込みのとおりです。たしかに、自治会から、老人会や愛護班などに助成をしていることは多々ございますし、書類として見えてこない部分もありますが、例えば、市の補助金はこの事業に使用する。他からの補助金は別の事業に使用するというのが明確に分かるのであれば問題ないと考えている。

委員B : 団体の中で、事業を別にして申請するという解釈でよろしいか。

事務局 : お見込みのとおりです。

委員E : 「国又は地方公共団体からの」と記載があるので、逆に言えば、それ以外の補助ならば良いという考え方かと思いますが。

事務局 : おっしゃる通りです。

委員A : 例えば、この事業をやろうとするときに、自分の地域の自治会から4万円もらっていたとして、この補助金を10万円もらおうとした場合、収支予算書に自治会からの4万円は入れ込んで、きちんとした形で、また、地方自治体からの助成ではないので大丈夫ということで認識してよいか。

事務局 : おっしゃる通りです。

きちんと事業計画に記載があれば、分かりますので、問題ないと考えています。

議長 : 続いて、第5条の説明をお願いします。

事務局 : 続きまして、第5条の補助対象経費についてでございます。資料は、4ページになります。「補助対象経費」として(1)~(9)、「補助の対象とならない経費」として(1)~(7)があります。ここで変更ですが、追加をさせていただいております。対象経

費の食糧費と備品購入の間に、原材料費を追加させていただきます。原材料の内容としましては、「物品生産のための原料、工事工作物等のための材料」でございます。

以上、補助対象経費についてご意見を申し上げます。

議長：この件について、ご意見があればお願いします。

委員A：報償について、講師謝礼の一人当たりの単価の基準はあるのでしょうか。伊予市の基準に基づいて謝金を決めるのでしょうか。

事務局：講師の謝金について、伊予市では、本日の委員会や審議会等の報酬については設定がある訳ですが、講師によっては、講師という職業を生業にしている方に対しての謝金の設定がないのが現状です。ですので、この謝金については、事前にご相談をいただけたらと考えています。謝金は、講師と団体との調整によるところが大きく、それを受けて、市は審査するという形を取らせていただきたいと思います。

委員A：申請書が提出された際に、市が審査をするということですね。

事務局：はい。

委員A：そういった内部基準のようなものを市は持っていた方が良いと思います。

議長：そのほか、意見はございますか。

委員B：(6)の食糧費のところ、外部講師は食事代、ボランティアは飲料水という規定ですけれども、ボランティアの食事代は含まれないということですか。

事務局：いまのところ、ボランティア等への食事代は想定しておりません。

委員D：備品購入費のところ、2万円以内とありますが、この制限は必要ですか。

事務局：この2万円については、補助金の上限が10万円の活動費というなかで、その大部分が備品購入費として支出されるのは、団体育成事業としていかなものかと考えて2万円という設定をさせていただいています。

委員D：もし、地域活性化事業として、商品開発をする場合、2万円を買えないことが想定されますが、そのあたりはどうでしょうか。

議長：この金額について、報償費についてもそうなんですけど、1件当たり2万円というのはどうですか。

継続して使用する確約がないから、10万円のうちの2万円が妥当かということになりますが、これについて、ご意見ございますか。

委員C：私は、この補助事業で備品を買うのはどうかなと思う。もしかしたら、無くてもいいかもしれませんし、1万円ぐらいでもいいと思う。5万6万の備品を買うのは、この事業にあっていないと思う。

議長：そのほか、ご意見のある委員はいますか。

高い方が良いと思う方と、無くてもいいよと思う方がいるなかで、私は、事務局の2万円が妥当ではないかと考えますが、委員の皆さまどうでしょうか。

委員A : 食糧費についてですが、いま食糧費という記入の仕方はあるのですか。

事務局 : 行政の予算にも食糧費という項目はございますし、また、市民の方にも分かりやすいような形で、このような記載をしております。

議長 : よろしいでしょうか。それでは、事務局は次の説明をお願いします。

事務局 : 続きまして、第6条の補助金の額でございます。

資料は、5ページとなります。

申請1年目は10分の8以内、申請2年目が10分の6以内、申請3年目が10分の5以内で、共通して上限額は100,000円でございます。

補助金の交付期間は、補助事業の実施初年度から3年間の期間とし、3年間を限度に継続を認めることができるものとする。ただし、補助金の交付決定は、単年度ごとに行うものであり、次年度以降の交付決定を確約するものではない。

この3年の活動を通じて、計画→実行→評価→改善→計画→・・・と活動を継続させるPDCAサイクルによって、持続性のある団体と人材の育成ができたらと考えています。

また、補助率については、自立した活動を促すように、徐々に補助率を下げております。

以上、補助金の額についてご意見等をお願いします。

議長 : ありがとうございます。それではこの件についてご意見をお願いします。

委員E : 継続をしなければならないということがあると思うが、これは一度申請をすると3年間は申請しないといけない訳ですよ。1年だけ申請して、あとは補助金はいらないよ。という訳ではなく、継続してもらわないといけないという大前提がある以上、1年目2年目3年目と申請しないといけないのですかね。

事務局 : この要綱を策定したのが、持続性のある団体を育成するものでありまして、その団体に支援して行こうというのが経緯でございまして、例えば、1年目で自立したような団体がありましたら、2年目3年目は補助金はいりませんというのもありだと考えています。この事業に関しては、持続性のある自立した団体を育成しようというのが目的でありますので、1年目はやりました、しかし2年目以降はやりませんとい単発的な事業はやめていただきたいというふうに考えています。

議長 : この事業は、交付決定してから3年間で使ったらいいということ。

事務局 : 単年度です。

委員C : 例えば、10万円いただいて、2万円が自己資金になりますよね。その2万円の自己資金あるいは、4万円5万円の自己資金を調達しなければいけない。例えば会費

収入。例えば、一人1000円の会費収入として、地域の価値創造的な活動をして、何らかの収益活動をしなれば活動ができないなかで、継続をしていくための収益活動というのは認められていますよね。まだ、実績報告書のところまでいっていませんが、おそらく、収支決算を提出するようになると思うが、最初の非営利団体というところについては、活動を継続するための収益活動は認められていると考えてよいですよ。

議長 : そのほか、ご意見はありますか。

委員A : 丸抱えの補助金は良くないと思うので、当然手出しの部分も必要だと思うんですが、1年目が10分の8、2年目が10分の6、3年目が10分の5と半減しているのですが、何か理由があるのですか。自立した団体にしていくということは分かりますが、例えば、10分の8が3年間続くのが良いのか、段階的に引き下げていくのがいいのか、そのあたりの判断が難しいのですが。3年間は一律の補助率でいってもよいのかなと思ったりもします。

議長 : 委員の意見について事務局から説明をお願いします。

事務局 : 市の財政状況も厳しい中、継続して団体の活動を支援することが難しいというのがありますし、やはり団体として、自立を促すような観点からも段階的に補助率を下げている、また、伴奏型の支援のなかで自立した団体を目指すものであります。

委員B : この3年間の事業は、同じ事業を3年間ということでしょうか。また、年度ごとに事業を変える必要があるのでしょうか。

事務局 : 3年間、同じ事業を継続していただいても構いませんし、単年度ごとに事業計画を提出いただくこととしておりますので、団体の事業を拡大しても構わない設定を考えています。

委員B : 3年間同じ事業をしても良いというところで、補助率が下がるということになれば、どうしても自己資金が増えることになる。その下がった部分をいかに補填するかが団体として問題となってくる。その辺りのサポートとかは考えているのですか。

事務局 : サポートに関しては、市の職員が一番不得手な部分ではありますが、何とか自立に向けてサポートできればと考えている。

委員B : 継続した団体を育成したいと考えているのであれば、補助金申請の事業計画の作成の段階からサポートする相談できる体制があればよいと思う。

議長 : これも採択の件数にもよりますよね。相談しているうちに、他の団体が決定してしまう場合もあるかなと思う。申込の流れはどうなっていますか。

事務局 : この事業の流れを説明いたしますと、この委員会のご意見をまず反映して要綱を制定いたします。それと同時に、ホームページに募集記事を掲載します。また、

5月17日に開催される広報区長協議会で広報区長の皆さまに事業の説明及び募集をします。また、広報いよし6月号で募集を行う予定としております。そして、申し込みの期限を6月末とさせていただき、募集のあった事業を審査し、採択、負債特を決定するという予定でおります。そこで、予算が余れば、第二次募集を行っていく考えでおります。

議 長 : 6月末で締め切るということは、6月末までに、事業計画等の相談を行って末日までに提出しないという解釈でよろしいですか。

事務局 : お見込みのとおりでございます。

議 長 : 広報紙は6月、ホームページはいつ頃になりますか。

事務局 : 5月17日までにはホームページに載せる予定でおります。

議 長 : ありがとうございます。それでは次の説明をお願いします。

事務局 : 最後は、交付申請の際にご提出いただく書類の内容についてです。

資料の6ページをご覧ください。

伊予市ががんばる地域コミュニティ応援事業費補助金交付申請書の関係書類として、

- (1) 団体概要書
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 定款、規約又は会則等
- (5) 前年度の活動報告及び収支決算書（申請年度に設立した団体は除く。）
- (6) 会員名簿

としております。

(1)の団体概要書が、資料の7ページ、(2)の事業計画書が、資料の8ページとなります。

他の補助制度に比べ、交付申請時に記載いただく内容を多く設定しています。

これは、審査委員会での書類審査を想定していることと、また、本事業は単発的な活動のための補助ではなく、ある程度、継続性のある事業で、かつ、持続性のある団体が実施する活動に対して支援を行うことを目的としておりますので、このぐらいのボリュームとさせていただいております。

しかしながら、新たに活動を実施してみようという団体に対しては、会則であったり、事業計画であったり、収支予算書であったりと、なかなかハードルが高い内容となっております。

そのような団体に対しては、地域創生課の職員と、各地域事務所の地域創生業務の兼務をしている職員が、伴奏型の支援として、団体をサポートしていく予定とし

ております。

以上が、交付申請時の提出書類の説明でございます。ご意見を申し上げます。

委員B : この様式は、ホームページからダウンロードできるようにしますか。

事務局 : ワードとPDFでダウンロードできる予定としています。

委員B : 提出に関しては、ネットでできますか。

事務局 : 今のところは、紙で窓口に出す方法しか考えておりません。

議長 : 5月17日のホームページ掲載時に、様式もダウンロードできるようになるということですね。

事務局 : おっしゃる通りでございます。

議長 : そのほか、ご意見はございますか。

委員C : 事業の募集に際して、チラシとか広報紙とかを作成すると思うんですが、サポートデスクというような感じで、電話番号とか、気軽に相談できるように用意して欲しいと思います。こういう書類の書き方が、人によっては、文字に起こすことは苦手だが、地域を思う気持ちは熱いというような方に対して、申請へのサポートをします。というのがいいと思う。そうでないと、提出締め切りまでに、自分が考えて、初めてそこで持って行って、じゃあ、確認しますねっていう感じだと思うんですけど、その過程で、市のサポートがあれば団体は非常に助かると思う。なので、遠慮なく相談受けます。というのがあっていいと思う。

議長 : 問い合わせの番号は、直接地域創生課となるのですか。

事務局 : そうです。直通の番号になります。

議長 : それでは、事務局はもう少し、気軽という感じで作っていただけたらと思います。

委員A : 団体概要書の団体に対する他の補助金の有無等がありますが、これは、地方公共団体以外の補助を受けている場合の欄ということで解釈してよろしいか。

事務局 : そうです。

議長 : よろしいでしょうか。

事務局 : 最後に、本事業の募集のチラシを作成しておりますが、もっとうしたら、とか、ここを分かりやすく説明すれば、とかご意見等があればお願いいたします。

委員C : 対象事例の前半部分のおじいちゃんやおばあちゃんがとか、子どもを支援する活動のところが、ボランティアっぽい活動となっている。いいんですけど、財源を確保していく活動としては難しい分野だと思う。社会福祉協議会的な活動だと思う。

議長 : 1つ目と2つ目に関しては、もうすこし考えていただくということでよろしいですか。

委員A : このチラシについて、もう少し、これから始めるぞという元気になる色合いにし

たらどうかと思う。

委員C : 座っているところの杖もすこし気になる。

事務局 : 再度、校正をさせていただきます。

議長 : そのほかご意見はないでしょうか。

最後になりますが、説明事項の(3)その他につきまして、委員・事務局の皆さんから何か協議事項等ございませんでしょうか。

それでは、本日、予定されておりました議題は以上です。

委員の皆様におかれましては、貴重なご意見を頂きますとともに、円滑な議事進行にご協力を頂きありがとうございました

これをもちまして「第2回伊予市参画協働推進委員会」の議事を終了いたします。それでは、進行役を事務局へお返しいたします。

### 3 その他

今後の予定について事務局から説明

11時00分 閉会